

## 声明：東海第二原発の安全性は確認されておらず、 再稼働をするべきではない

原子力市民委員会

座長：大島堅一 座長代理：満田夏花

委員：荒木田岳 大沼淳一 海渡雄一 金森絵里

後藤政志 島菌 進 清水奈名子 筒井哲郎

伴 英幸 松原弘直 除本理史

原子力規制委員会は、日本原電による東海第二原発の設置変更許可申請について、これを容認する内容の審査書（案）を7月4日に公表し、8月3日までの期間でパブリックコメントの募集を行った。東海第二原発は、1978年11月の運転開始から、今年11月に40年を迎える老朽原発であり、原子力規制委員会では、さらに20年間の運転延長に関わる審査も行われている。

原子力市民委員会では、今回のパブリックコメントに対しても、技術的な観点から数多くの問題点があることを指摘し、公表してきた。この間、事業者のみならず、原子力規制委員会を含む政府側は、2011年の東京電力福島第一原発事故など無かったかのように、原発の問題性を軽視し、再稼働および老朽化原発の運転延長をすすめようとしている。

私たちは、東海第二原発の再稼働・運転延長について、次頁以降の〈詳細説明〉の通り、以下の5つの観点からあらためて問題点を指摘する。これらの論点から当然に導かれる結論として、東海第二原発の再稼働を行うべきではない。

今年3月に、東海村および周辺5市は日本原電と「実質的事前了解」を含む新安全協定を締結した。私たちは、これを勝ち取った粘り強い自治体の努力に敬意を表する。一方で、自治体による「事前了解」の検討プロセスに、市民が十分参加できる枠組みをつくる必要があると考える。また、日本原電は、自治体の「実質的事前了解」なしに安全対策工事を進めるべきではない。

### 〈詳細説明の項目〉

#### 1. 東海第二原発の技術的な危険性

- (1) 福島第一原発事故には未解明の点が多く、教訓が反映されていない
- (2) 東海第二原発は被災原発であり老朽化している
- (3) 耐震性が脆弱である
- (4) 熔融燃料の水蒸気爆発が考慮されていない
- (5) ブローアウトパネルからの放射能放出が防げない
- (6) 火山噴火時の降下物への対処が不十分である
- (7) 可燃性ケーブルの交換がなされていない

#### 2. 日本原電の経理的基礎に関わる問題点

- (1) 追加安全対策工事の投資採算性が欠如している
- (2) 日本原電は、実質的に債務超過の疑いがある
- (3) 東京電力による日本原電支援は説明がつかない
- (4) 日本原電の存続自体が電力市場をゆがめている

3. 東海第二原発の過酷事故を想定した防災・避難の困難性
  - (1) 実効性ある防災・避難対策は不可能である
    - ①複合災害への対応／②要支援者の避難／③避難に要する時間／④スクリーニングに伴う困難／⑤安定ヨウ素剤の配布／⑥避難先の受け入れ可能性／⑦長期にわたる避難が前提とされていない／⑧周辺の核関連施設の防災
  - (2) 実際の影響範囲は 30km 圏内にとどまらず、さらに広域に及ぶ
  - (3) 原子力災害対策指針の制度的欠陥
4. 電力供給の観点からも東海第二の再稼働は必要ない
  - (1) 東京電力・東北電力管内では、東海第二なしでも電力は不足しない
  - (2) 老朽原発の運転延長ではなく、廃炉事業に集中すべきである
5. 地元自治体の「事前了解」を機能させるために
  - (1) 地元了解プロセスへの市民参加をどのように保障するのか
  - (2) 「事前了解」前に、安全対策工事をすすめて良いのか

本件についての問合せ：原子力市民委員会 事務局

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-15 新井ビル 3F  
 (高木仁三郎市民科学基金内) TEL/FAX 03-3358-7064

=====  
 <詳細説明>

## 1. 東海第二原発の技術的な危険性

### (1) 福島第一原発事故には未解明の点が多く、教訓が反映されていない

福島第一原発の事故原因調査は十分ではなく、まだ未解明の点が多々ある。たとえば、東京電力が過去 5 回にわたって発表している報告書「福島第一原子力発電所 1～3 号機の炉心・格納容器の状態の推定と未解明問題に関する検討」の最新版でも 52 項目の未解明問題が列記されている<sup>1</sup>。

未解明問題のひとつに原子炉の水位計があるが、この水位計が福島第一原発事故の際に誤表示をして、メルトダウンの判断を誤らせたという致命的な欠陥があったことはつとに知られている。したがって、BWR 型原発ではこのタイプの水位計を採用してはならない。しかし、原子力規制委員会の東海第二原発の審査書(案)は、同じ原理のものを多重化するというだけの日本原電の設計方針を容認しており、問題は解決されていない。

### (2) 東海第二原発は被災原発であり老朽化している

東海第二原発は、福島第一原発と同様に東北地方太平洋沖地震の地震動を受けた被災原発である。地震により外部電源のほとんどを喪失し、津波でディーゼル発電機も水没したことから、3 日以上かかって、かろうじて冷温停止し、それ以降、停止したままである。設備の随所に目視では確認できない亀裂が入って耐震強度が劣化している可能性がある。女川原発 2 号機では原子炉建屋の耐震壁に多数のひび割れが確認され、東北電力は、同建屋の剛性が顕著に低下していることを規制委員会に報告した<sup>2</sup>。東海第二においても、同地震による損傷個所の補修の状況、補修後の耐震特性などを綿密に評価し、その結果を審査書に反映すべきである。

東海第二原発の基準地震動は設計時には 270 ガル、ストレステスト実施時には 600 ガル、現在は

<sup>1</sup> 「第 5 回進捗報告」2017 年 12 月 25 日 [http://www.tepco.co.jp/press/release/2017/1470526\\_8706.html](http://www.tepco.co.jp/press/release/2017/1470526_8706.html)

<sup>2</sup> 第 430 回適合性審査会合資料 1-3 東北電力「女川原子力発電所 2 号炉 東北地方太平洋沖地震等に対する応答性状を踏まえた原子炉建屋の地震応答解析モデルの策定概要について」2017 年 1 月 17 日

1009 ガルである<sup>3</sup>。ストレステストにおける原子炉圧力容器スタビライザのクリフエッジは 1038 ガルであった<sup>4</sup>。これは新品の設備を想定しての計算でも余裕がない状態であることを示しており、運転開始から約 40 年が経過し、東日本大震災の揺れに見舞われた老朽化原発が十分な耐震強度を保持しているか、極めて疑わしい。

### (3) 耐震性が脆弱である

基準地震動の最大水平加速度は、前項の値（1009 ガル）で十分なのか。地震学者の石橋克彦氏は「現在の地震科学では将来が正確に予測できると思うほうが余程「非科学的」なのである」「敷地ごとに震源を特定して策定する地震動も本質的に不可知であることを考えれば、日本全国の原発において、基準地震動の最大加速度は少なくとも既往最大の 1700 ガルにすべきである」「私たちの地震現象の理解がまだ不十分であることを謙虚に受け止め、原発に求められる最大限の安全性を追求すべきである」と指摘している<sup>5</sup>。この指摘は、当然、東海第二原発にも当てはまる。

また、2016 年 4 月の熊本地震において、震度 7 の激震が短期間に 2 回続き、気象庁は「過去の経験則にはない」と発表した。このような新しい地震動の形態についての施設の頑健性の審査がなされておらず、その脆弱性が懸念される<sup>6</sup>。

### (4) 溶融燃料の水蒸気爆発が考慮されていない

炉心メルトダウンが発生し、原子炉圧力容器から溶融燃料が流出した場合、コンクリートと反応することによる水素や一酸化炭素の爆発性気体の発生とコンクリート侵食を防止することを主眼に、ペDESTAL 部に水深 1 m の水張りをするとしている。しかし、高温の溶融炉心が水プールに落下すると、巨大な威力を持つ水蒸気爆発が起こることは溶融金属を扱う一般産業界では常識である。ヨーロッパの電気事業者要求仕様書<sup>7</sup>などでは、水を使わない冷却方法である「コアキャッチャー」などの設置を要求している。当審査書（案）では、日本原電の説明を追認し、いくつかの実験結果を参照して水蒸気爆発は発生確率が低いから無視してよいと判断しているが、それらの実験装置は実機に比べて規模が小さく、かつ様々な実機条件を網羅しているとは言い難い。水蒸気爆発は瞬時に巨大な爆発を起こすので、発生確率が低いから無視してよいという判断は、科学的根拠がなく、溶融燃料を水中に落下させる対策は自殺行為にも等しいものである。

### (5) ブローアウトパネルからの放射能放出が防げない

原子炉建屋内原子炉棟内の水素濃度が上昇継続する場合、ブローアウトパネルを強制開放して水素ガスを排出することになっている。しかし、水素が大量発生する事態は、同時に放射性物質も大量に放出することになる<sup>8</sup>。日本原電は、放出のためにいったん解放した後に、手動で閉鎖しているが、それが放射能の放出を防ぐに足るだけの気密性を確保できるかは疑わしい。現に、今年 6 月の原子力規制委員立ち合いの検査では、閉止用のチェーンが破損して閉止できなかったと報告されている。

原子炉建屋内のガスを放出する際には、その気流を放水砲による水で洗って、同時に放出される大量の放射性物質を捕捉するというが、気流は 3 次元的に拡散するものに対し、放水砲は 1 次元の棒状の水流を放出するのみであり、とうてい有効性は期待できない<sup>9</sup>。

<sup>3</sup> 審査書（案） p. 22

<sup>4</sup> 「ストレステスト報告書」 p. 5-1-10

<sup>5</sup> 石橋克彦「原発規制基準は「世界で最も厳しい水準」の虚構——大飯原発運転差止判決が迫る根本的見直し」『科学』 Vol. 84、No. 8（2014 年 8 月号）、pp. 869～877

<sup>6</sup> 滝谷紘一「繰り返し地震を想定する耐震基準改正を求める」『科学』 Vol. 86、No. 12（2016 年 12 月号）、pp. 1205～1210

<sup>7</sup> EUR: European Utility Requirements

<sup>8</sup> 審査書（案）、p. 416

<sup>9</sup> 筒井哲郎「水鉄砲で火の粉を落とす：形骸化する規制審査」『科学』 Vol. 85、No. 5（2015 年 5 月号）、pp. 506-509

また、過酷事故時における、この種の可搬式機器の操作は、作業員の過酷な労働と被ばくを前提とするものである。どんな状態においても臨機応変かつ柔軟に対応できる万能の対策のごとくに多用されているが、福島第一原発事故の例を見ても、ガレキの散乱に妨げられたり、被ばく環境のために機器操作に支障を来したりするなど、様々な障害があった。可搬式機器がすべて適切に活用されることを前提とする（そうでなければ成立しない）過酷事故対策を信頼することはできない。

#### (6) 火山噴火時の降下物への対処が不十分である

日本原電は、赤城鹿沼テフラによる降下火砕物最大層厚を、シミュレーション結果をもとに 50cm と設定した<sup>10</sup>。このような降灰条件下では正常な作業ができないことはもちろん、外部電源は喪失し、非常用ディーゼル発電機は吸気部分のフィルタが目詰まりし、果たして機能するか疑わしい。その上、(2) 項で指摘したように、東海第二原発は被災原発であり、すでに強度上の疑念がある。そこに 50 cm の火山灰が積もるならば、原子炉建屋などの強度不足の危険がある。審査書（案）では「降下火砕物による荷重に対して安全裕度を有することにより構造健全性を失わず、安全機能を損なうことのない設計方針としている」として、「設計方針」を確認したに過ぎない。工事計画認可手続きを含め、詳細な計算結果を審査していない段階では、安全性の確認はできない<sup>11</sup>。

#### (7) 可燃性ケーブルの交換がなされていない

東海第二原発建設中の 1975 年 3 月、ブラウنزフェリー原発の火災事故が発生し、それを教訓として難燃性ケーブル使用義務化の流れが広がっていた。しかし、日本原電は義務化決定(1980 年 11 月)前に、言わば駆け込み的に、可燃性ケーブルに石綿を材料とする延焼防止材を塗布するかたちで工事を進めた。

難燃性ケーブルへの交換は容易ではなく、日本原電は、安全機能を有しない機器への接続に対しては何もせず、安全機能を有する機器への接続の半ばは、「防火シートで覆い(中略)複合体を形成する方針」としている<sup>12</sup>。その結果、2016 年 10 月、東京電力が埼玉県新座市で火災事故を発生させたものと同仕様の老朽化したケーブルを使い続けようとしている。

ケーブル火災は安全系か非安全系かという区別なく発生する。この対策は不十分である。

## 2. 日本原電の経理的基礎に関わる問題点

#### (1) 追加安全対策工事の投資採算性が欠如している

東海第二原発の追加安全対策には、1,740 億円もの工事費が見込まれている。運転延長が仮に認められるとしても、運転可能期間は 18 年程度である。敦賀 1 号機、2 号機、東海第二原発が稼働していた 2000 年代でも、日本原電の年間の純利益は 10~20 億円に過ぎないこと、敦賀 1 号機、東海原発の廃炉費用をまかなうことを考えると、今後、東海第二原発の運転延長により、工事費が回収されるとは考えにくい。

#### (2) 日本原電は、実質的に債務超過の疑いがある

日本原電に経理的基礎がないことは、現状の資産内容からも、過去の収益性からも明らかである。保有している 4 つの原発のうち 2 つが廃炉を決定しており、後述のように、電力大手からの(説明のつかない)「電気料金」に依存している状況である。銀行がこれ以上の貸し付けに二の足を踏む一方、東京電力・東北電力の「支援」についても不透明なままである。

<sup>10</sup> 審査書（案）、pp. 76-79

<sup>11</sup> 審査書（案）、p. 79

<sup>12</sup> 審査書（案）、p. 99

日本原電の2017年度決算において、建設仮勘定として1,732億円が計上されている。この内容は明らかにされていない。仮に建設途上の敦賀3・4号機に関わるものであるとすると、新規原発を稼働できる可能性が少ない以上、その資産性には疑問がある。日本原電の純資産は2017年度末で1,649億円であるため、仮に資産性がないと判断されれば、債務超過に陥る恐れがある。

### (3) 東京電力による日本原電支援は説明がつかない

日本原電に、最も高額な電気料金を支払っているのは東京電力であり、その金額は2017年度で520億円にのぼる。これは東海第二原発が稼働していた2008～2010年度と同レベルである。東海第二原発が停止して以降、2017年度までの支払いは累計3,228億円にものぼり、この巨額の「基本料金」の支払いは、日本原電を延命させるための資金支援としか説明がつかない。

原子力規制委員会による、「経理的基礎」の審査をクリアするため、日本原電は、東京電力・東北電力に対して、融資保証もしくは電気料金の前払いなどの形での資金支援を要請した。両者とも、さまざまな前提をおきつつ、「法的拘束力はない」とした支援の意向表明を文書で行った。しかし、福島第一原発事故の被害者への賠償、事故収束などを名目に、原子力損害賠償・廃炉等支援機構を通じ、国民負担のもとで巨額の資金が注入されている東京電力が日本原電の支援を行うことは、国民に対しての裏切り行為である。

仮に、東京電力が日本原電に対して行う支援が「電気料金」の前払いのようなものだとすれば、これにも問題が大きい。日本原電は、東海第二原発の再稼働をすべきでないし、そもそもできるかどうかもわからない。また、再稼働できたとしても、日本原電は東京電力から得る「電気料金」から、前払いした分を減じた額の収入しか得られない。「電気料金」をさらに値上げしなければ経営を維持することができなくなる恐れがある。

東京電力は、「良質な電源を安価で調達することは経営上のメリットがある」としているが、東海第二原発の電気は、決して安価ではない。東京電力による日本原電支援は、経営的な側面からも説明がつかない。

### (4) 日本原電の存続自体が電力市場をゆがめている

日本原電は、東海第二原発、敦賀原発（1・2号機）がまったく発電していない2012年度以降も、東京電力、関西電力、中部電力、北陸電力、東北電力から、基本契約に基づく収入を得ており、2012～17年度の5年間の総額は7,350億円を越えている。この間、日本原電は1kWhも発電していないにもかかわらず、この費用は、実際には日本原電からの電気を使うことのなかった受給者からの電力料金から払われている。2016年からの電力小売自由化後でも、発電をしない東海第二原発への基本料金が東京電力の電気料金（総括原価方式の規制料金）に含まれており、このような一般消費者への費用のツケ回しは、極めて不当である。電力自由化の流れの中で、2020年以降は、この総括原価方式に基づく規制料金が撤廃されるため、東京電力エナジーパートナーはこのような不合理な電力調達は困難になるはずである。

## 3. 東海第二原発の過酷事故を想定した防災・避難の困難性

### (1) 実効性ある防災・避難対策は不可能である

東海第二原発の30km圏内には96万人が居住している。30km圏内の14市町村のうち、広域避難計画を策定しているのは、現在のところ笠間市、常陸太田市、常陸大宮市のみである。これらの避難計画は実効性のあるものとはなっていない。東海第二原発の過酷事故を想定した実効性のある避難計画の策定はほとんど不可能である。以下に具体的な問題点を列挙する。

## ①複合災害への対応

近年の日本における自然災害の激甚化を考えれば、原発事故が単独で生じるのではなく、地震、津波、豪雨、積雪などと同時に生じる複合災害となる可能性は大きいにもかかわらず、現在の計画をみる限り、複合災害には対応できていない。たとえば、屋内退避の問題である。避難が困難な要支援者は屋内退避を前提としている。また 30km 圏内の住民は、毎時 500  $\mu$  Sv (OIL1 : 即時避難) もしくは毎時 20  $\mu$  Sv (OIL2 : 一時移転) に達するまで屋内退避とされている。しかし、地震などで屋内退避ができない場合についてはどうするのか。

水没、地震による破損、積雪により、避難道路が通行不可能になる事態も十分考えられる。現在、避難路とされている道路の多くが東日本大震災の際には通行不能となった。常陸太田市は、約 1 万人の住民が豪雪地帯として知られる福島県の会津地方に避難することになっているが、積雪時に避難を強いられた場合、慣れない雪道での事故や渋滞が容易に想像される。

## ②要支援者の避難

要支援者が避難できない。PAZ (5km 圏内) の要支援者の数は 1,000~1,500 人とされており、避難には福祉用車両 1,000 台が必要とされているが、確保されていない。要支援者等の屋内退避用に 22 箇所の「放射線防護施設」が設けられているが、屋内退避といっても、救援のあてがない中、放置することになりかねない。また相当数の介護者も取り残されることになる。このうち 3 箇所は、浸水想定地域および土砂災害警戒地域に位置し、複合災害時に使用できない恐れがある。

## ③避難に要する時間

茨城県が行ったシミュレーションによれば、PAZ の住民 (8 万人) が 5km 圏外に出るまでに 30 時間近くかかる (交通規制を行わない場合)。原子力災害対策指針では、PAZ の住民は放射性物質の放出前に避難を始め、UPZ (30 キロ圏内) の住民はまず屋内にとどまり、PAZ の住民が避難してから線量に応じて避難をすることになっているが、まったく現実的ではない。

## ④スクリーニングに伴う困難

避難する住民や車両が放射性物質を避難先に拡散しないように、検査 (スクリーニング) が必要とされているが、その場所が決まっていない。なお、原子力災害対策指針に基づけば、PAZ の住民は、放射性物質の放出前の避難ということになっているため、スクリーニングはしないことになっているが、現実的ではない。

## ⑤安定ヨウ素剤の配布

安定ヨウ素剤の服用は、放射性ヨウ素による被ばく防護に効果があるが、被ばく前もしくは直後に服用しなければ、効果は激減する。30km 圏内では拠点備蓄とされているが、事故がおこったときに、どのように配布するのかは決まっていない。

## ⑥避難先の受け入れ可能性

たとえば、27 万人の避難となる水戸市では、避難先は県内では古河市など、県外では栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県が想定されている。しかし、避難先が被災していないという保証はなく、また、現実的に受け入れ可能かどうかについては検証を要する。

## ⑦長期にわたる避難が前提とされていない

福島第一原発事故においては、事故後 7 年 5 か月以上を経過する現在においても、福島県だけで少なくとも 44,000 人以上の人たちが避難を強いられている (福島県発表 2018 年 8 月 6 日付)。しかし、現在、自治体によって策定されている避難計画は、このように長期にわたる避難は前提となっておらず、避難先自治体との協定でも、受け入れ期間は 1 か月と短期である。

## ⑧周辺の核関連施設の防災

東海村には、東海再処理工場や高レベル廃液の保管施設等が存在するが、東海第二原発の事故により、人の立ち入りが制限されるような状況になると、これらの施設の放射性物質の管理に支障を来し、さらに深刻な放射能災害に発展する恐れがある。また、東海第二原発を襲った

自然事象（地震・津波等）が、これらの施設を襲うことも十分考えられる。にもかかわらず、そうした複合核災害については、現在の原子力規制委員会の審査の対象とはなっていない。

## （２）実際の影響範囲は 30km 圏内にとどまらず、さらに広域に及ぶ

30km 圏外の自治体には、防災・避難計画の策定は義務づけられていないが、実際に事故が発生した場合、30km 圏外でも深刻な放射能汚染に見舞われる可能性がある。東海第二原発の再稼働および運転延長に反対する自治体議会の意見書等が、水戸市、土浦市をはじめとする茨城県内の 20 以上の市町村で可決されている。同様の自治体決議は、栃木県（那須塩原市他 2 町）、千葉県（我孫子市他 1 市 2 町）にも広がっている<sup>13</sup>。原発事故による放射能汚染は、長期にわたる避難、地域の産業・経済への深刻な打撃をもたらす恐れがあり、30km 圏外の自治体からもこのような声が上がるのは、むしろ当然である。東海第二原発は、人口や産業の集中度が極めて高い首都圏にあり、原発の過酷事故のリスクには、最大限、慎重な対応が必要である。

## （３）原子力災害対策指針の制度的欠陥

（１）（２）で述べた問題の多くは、対処不可能な原発事故の過酷さを示すとともに、原子力規制委員会が策定している原子力災害対策指針の非現実性に起因するものであり、他の原発についても同様の問題がみられる。

過酷事故時に住民を守る最後の砦である原子力防災計画について審査しないまま、原子力規制委員会が許可・認可を行うことは制度的な欠陥である。

# 4. 電力供給の観点からも東海第二の再稼働は必要ない

## （１）東京電力・東北電力管内では、東海第二なしでも電力は不足しない

本来、東海第二原発の運転延長・再稼働の要否は、大局的な電力供給上の必要性から判断されるべきである。必要性の検証なしに、新規制基準に適合しているか否かを論じることは、まさに木を見て森を見ない議論である。

前項までに、東海第二原発の技術的な危険性、日本原電の経理的基礎の問題点及び東海第二の防災・避難の困難性を述べた。東海第二原発の再稼働には、これらの問題性を埋め合わせるほどの必要性があるのか。仮に 20 年の運転延長が認められたとして、実際に稼働が見込まれるのは 2021 年からの 18 年程度と見込まれる。設備利用率を 70% とすると、発電電力量は年間 67.5 億 kWh にすぎない。日本全体の年間発電量は、自家消費分を含めておよそ 1 兆 kWh<sup>14</sup>だが、3.11 前と比べて 1,000 億 kWh 以上減少している。東京電力・東北電力管内の最大電力需要も 3.11 前と比べて 1,000 万 kW 以上減少しており、政府の電力需給検証でも供給力は十分に確保されていることから、東海第二原発の再稼働は電力需給の面でも不要である。

## （２）老朽原発の運転延長ではなく、廃炉事業に集中すべきである

東日本大震災以降、国内では省エネがすすみ、電力消費量は減少している。東海第二原発の電力を購入する東京電力と東北電力管内で、電力供給力が不足している実態はない。金融機関から通常の融資が受けられない日本原電に、東京電力や東北電力が支援を行い、運転延長・再稼働をすすめることは、電力市場の健全な発展を歪める。日本原電は、原子力事業者が出資する事業会社として、

<sup>13</sup> 「とめよう！東海第二原発 首都圏連絡会」のウェブサイト [stoptokai2-shutoken.jimdofree.com/](http://stoptokai2-shutoken.jimdofree.com/) 地方議会意見書/

<sup>14</sup> 電力調査統計 [www.enecho.meti.go.jp/statistics/electric\\_power/ep002/results\\_archive.html#h29](http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/electric_power/ep002/results_archive.html#h29) 「2-（1）. 発電実績（平成 29 年度）」によると、2017 年度の発電電力量は、電気事業者 8,375.65 億 kWh、その他からの受電電力量 1,211.85 億 kWh で、合計は 9,587.50 億 kWh である。

原発の再稼働ではなく、すでに進めている東海原発廃炉のノウハウを生かして、廃炉事業に集中すべきである。

## 5. 地元自治体の「事前了解」を機能させるために

### (1) 地元了解プロセスへの市民参加をどのように保障するのか

今年3月、東海第二原発に関する地元自治体との安全協定<sup>15</sup>が締結され、直接の立地自治体である東海村だけでなく、日立市、ひたちなか市、那珂市、常陸太田市、水戸市の5市が、東海第二の再稼働及び運転延長に際して、「実質的事前了解」の当事者となった。これは、全国原発立地自治体のほとんどで、運転・設備の変更などに関わる「同意権」の対象が、直接の立地市町村と立地道県に限定されてきた状況を是正する意味で、大きな前進である。

ただし、今まさに、東海第二原発の再稼働・運転延長が焦点となっている現状で、今回の安全協定の改定が有効に機能するか、注意が必要であると言わなければならない。

とりわけ、事前了解の際、実質的に市民が参加できるプロセスが確保されているかがカギとなる。市民からの具体的な指摘を無視して実効性のない広域避難計画を策定し、議会における形式的な承認をとりつけるだけでは、市民の「同意」が得られたことにはならない。協議会・検討会等を立ち上げても、人選次第では、市民の意見から隔絶されたものになりかねない。再稼働の是非について、丁寧に時間をかけて、市民の十分な参加のもとに議論を行うための仕組みづくりが必要である。

### (2) 「事前了解」前に、安全対策工事をすすめて良いのか

一方で、新しい安全協定に基づく、地元自治体の「実質的事前了解」は、報道などによれば、原子力規制委員会の許可を受けて、日本原電が追加の安全対策工事を完成させた後、再稼働する前の2021年とみられている。その時点では、東京電力による日本原電への支援を含め、1700億円を超える対策工事等の既成事実が積み上げられた後になっている可能性があるが、これを「事前了解」といえるだろうか。

新たな安全協定の第6条では、「実質的事前了解」の仕組みが以下のように説明されている。

- ・自治体側の意見の提起及び回答の要求、これに対する日本原電の回答の義務
- ・自治体側による現地確認、協議会による協議並びに自治体による追加の安全対策の要求、これに対する日本原電の適切な対応義務（いずれも下線は原子力市民委員会）

つまり、自治体側が要求できるのは「追加の安全対策」である。それに対しても、日本原電の義務は「適切な対応」ととどまる。この条項だけでは自治体側の意向が反映されない。よって、東海第二原発の再稼働・運転延長の是非は、安全対策工事に着手する前に議論するべきである。周辺自治体からの東海第二原発再稼働・運転延長反対の声を尊重し、東海村および周辺5市は、新たな安全協定を最大限活用する意味でも、日本原電に対し、再稼働・運転延長に関わる「実質的事前了解」なしに安全対策工事に着手しないよう申し入れるべきではないか。

日本原電は、自治体の「実質的事前了解」なしに、拙速に安全対策工事を進めるべきでない。

以上

<sup>15</sup> 「日本原子力発電株式会社東海第二発電所の新規制基準適合に伴う稼働及び延長運転に係る原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」 [www.city.mito.lg.jp/000271/000273/000284/000335/p018974\\_d/fil/2.pdf](http://www.city.mito.lg.jp/000271/000273/000284/000335/p018974_d/fil/2.pdf)  
水戸市ウェブサイト「安全協定の見直しについて」 [www.city.mito.lg.jp/000271/000273/000284/000335/p018974.html](http://www.city.mito.lg.jp/000271/000273/000284/000335/p018974.html)